

群馬県女性薬剤師会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、群馬県女性薬剤師会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は本会会長宅におく。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と修交を深め、薬学及び薬業の進歩発展に寄与する
とともに、知識の習得と社会的地位及び資質の向上を図ることを目的とする。

(会員)

第4条 本会は群馬県に在住又は在勤する女性薬剤師で、本会の目的に賛同して入会
した者とする。

第2章 事業

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究活動の実施に関する事業
- (2) 講習会の開催に関する事業
- (3) 群馬県薬剤師会との連携、協力及び支援に関する事業
- (4) 日本女性薬剤師との連携、協力及び支援に関する事業
- (5) その他、前条の目的を達成する為の事業

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第7条 役員は、会員の中から次の方法により選出する。

- (1) 理事及び監事は総会において会員の互選により選出する。
- (2) 会長及び副会長は理事の互選により選出する。
- (3) 事務局長及び会計は理事の中から会長が指名し、理事会の承認
を得る。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任されることがある。

(役員の職務)

第9条 (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、会を運営する。
- (4) 事務局長は本会における事務を処理する。
- (5) 会計は会計事務にあたる。
- (6) 監事は本会の会務および会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(顧問)

第10条 本会は顧問を置く事ができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とする。

(総会)

第12条-1 総会は年1回会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告並びに決算の承認
 - (2) 事業計画（案）並びに予算案の承認
 - (3) 理事及び監事の選出
 - (4) その他重要事項に関する事
- 2 総会の議長は会長があたる。
- 3 総会の書記は会長が任命する。

(臨時総会)

第13条 臨時総会は会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の求めによって会長がこれを招集する。

(理事会)

第14条 理事会は、理事をもって構成し、本会の運営に関する次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務及び事業の執行に関する事項

(会議の招集)

第15条 理事会及び役員会は会長が招集し、その議長は会長があたる。

(会議の定足数等)

第16条 会議はそれぞれの構成人員の3分の1以上の出席がなければ、その議事を議決することができない。

但し委任状をもって出席者にかえる事ができる。

(会議の議決)

第17条 会議の議決は、出席会員（会議の種類によって、理事又は役員と読み替える。）

の半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第18章 本会の会計は4月1日に始まり、翌年3月1日に終わる。

(財産の構成)

第19章 本会の経費は別に定める会費及び補助金並びに寄付金及びその他の収入を以って充てる。但し、必要に応じて理事会の議決を経て、臨時会費を徴収する事ができる。

第6章 補則

(会則の改廃)

第20条 この会則の改廃は総会で決める事ができる。

(委任)

第21条 この会則に定めない事項は理事会において議決のうえ、会長が別に定めることができる。

付則 この会則は平成24年4月より施行する。

細則

1 本会の会費は年額3,000円とする。

会費は定められた期日までに納入しなければならない。

納入された会費は理由の如何を問わず返却しない。

2 薬剤師連盟会費は任意で一口2,000円とする。

3 慶弔：会員本人の場合とする。その金額はその都度役員会に一任する。

4 出張費：日当として1日3,000円とする。（旅費は通常外部団体より補助有り）

5 事務局及び会計手当：年額3,000円とする。

6 講演会講師への謝礼：外部講師への謝礼はその都度役員会に一任する。

会員講師の場合は1回10,000円とする。

7 研修会等への参加補助費：その都度役員会に一任する。

8 交際費：本会としての対外的必要経費はその都度役員会に一任する。

9 本会より群馬県薬剤師会理事として1名選出する。その選出は役員会に一任する。

10 本会の会計に使用する通帳の住所登録は会計宅とする。